

2018年5月17日

番号創国推進協議会
会長 横尾俊彦

意見書

改めて「地方公共団体個人データ保護・活用法」(仮称)

の制定を求める意見書

～ 総務省「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書」(2018年4月20日)および規制改革推進会議「官民データ活用の推進に関する意見」(2018年4月24日)「地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する検討会」を受けて

番号創国協議会では、個人情報保護法制“2000個問題”と官民データ活用について従来から問題提起を行ってきた。(2015年意見書、2016年意見書、2017年意見書)

地方公共団体の保有する個人データの活用に関して、各自治体等の条例ではなく法律でルール整備を行うべきこと、すなわち「立法措置による解決」を求め、「地方公共団体個人データ保護・活用法」(仮称)の制定を提唱してきた。

政府においても、2017年6月「規制改革実施計画」(閣議決定)で、「立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する」との決定がなされたところである。

ところが、その後、総務省での「立法措置による解決」の検討は必ずしも進んでいるとはいえない状況にあるようである。さらにそのことに留まらず、総務省の示したガイドラインに基づき、地方公共団体での条例整備の準備が進められ、現時点でも500近い地方公共団体で条例整備が実施済または予定されている状況にあるという。

このままでは、当協議会がかねてより危惧し、提言をし、警鐘を鳴らしてき

たとおり、個人データの活用に関わるルールが、内容も整備状況も地域によってばらばらになり、地域を超えて幅広くデータを集めて分析・活用し、住民が必要とする新たな政策に活かすことなどが妨げられかねない。

規制改革推進会議意見書で示されているとおり、早急に、条例整備にストップをかけ、新たな立法措置に踏み切るべきである。

これまで当協議会の意見書でも繰り返し述べてきたとおり、個人データの活用は、全国で統合的なルール整備を行うことが不可欠であり、単純に地方自治の範疇の問題とはいえないものである。特に、防災や救命などに関する情報の扱いはまさにその意義が大きく、救命も含めた効果も期待される場所である。

地方公共団体にとっては、このような新たな取組について条例改正を行うことは大きな負担をとらなければならないことでもあるし、さらに後日に修正となれば、全国的にも多大な数の地方公共団体での修正審議や議決がその都度に必要となる。

全国の地方公共団体にこうした行政コストや時間をかけて条例改正を促し、その結果として、データ活用に支障をもたらすということでは、Society5.0など政府が本来目指している姿からしても、全く合理性を欠くと言わざるを得ないと考えられる。

個人情報保護については、そもそも始まりの段階など、従来から国ではなく地方公共団体において条例でのルール整備がなされてきた経緯がある。総務省はこのことを尊重されるが、時代は大きく動き変革してきているのであり、これまでの例に拘泥せず、新たなあるべき行政を創造することに視点を置いた改革・改善が必要である。

さらには、データ活用に関しても、新たな立法措置に踏み切れれば、地方分権の趣旨に反すると受けとられるのではないかというように、地方公共団体の反発を招くとの危惧をもたれているのかもしれないとも考えられる。

しかし、果たしてそうであろうか。市民・住民のために、公平・公正・的確・迅速な行政サービスを展開するには、ここに提案する立法措置は必要である。

新たな法整備による新たな行政の創造、わけても、デジタルトランスフォーメーションの時代にふさわしい、未来志向で新時代にふさわしいあり方を構築するとのビジョンをもって、地方公共団体との対話を行えば、十分に解決できる課題である。

ぜひとも、この点について早急な対応を求めるものである。

以上